

松福介第1948号
令和3年1月12日

松戸市内指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所 管理者 様

松戸市福祉長寿部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議、
モニタリングへの対応方針について（通知）＜補足＞

日頃から本市の介護保険行政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応については、令和2年5月29日付松福介第932号にてお示ししていますが、この度の緊急事態宣言の発令に伴い、感染拡大防止の観点から、下記のとおり一部内容を補足いたします。

つきましては、運営基準において義務付けられているサービス担当者会議及びモニタリングについて、下記をご参照のうえ適切にご対応いただきますようお願いいたします。

ただし、新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況を鑑みた一時的な対応方針であることをご承知おきください。

記

緊急事態宣言発令中につきましては、状況の変化や感染症拡大防止などの観点から、訪問によるアセスメント及びモニタリングの必要性を判断したうえで、電話等により状況確認を行うことを可能とします。この場合にも、アセスメントの結果及びモニタリングの結果を残すとともに、他のサービス事業所との連携によるサービス実施状況や本人や家族の状況把握につとめ、聞き取った内容については支援経過等に記録してください。

〔参考〕令和2年5月29日付 松福介第932号「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議、モニタリングへの対応方針について」

1. サービス担当者会議

感染のまん延を防止する観点から、「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、電話やFAX等での照会により意見を求めることができるものとします。この場合にも緊密に相互の情報交換を行い、担当者等と連携した内容については支援経過等に記録してください。なお、サービス利用開始時等、担当者を招集して会議を開催する必要性が高いと判断する場合は、開催にあたり感染防止対策を徹底してください。

2. モニタリング

令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除されたことや県内の感染状況を踏まえ、

参考資料1「新しい生活様式」の実践例に基づき、事業所で定める感染防止対策を徹底のうえ訪問し行うことをご検討ください。

そのうえでご判断いただき、電話等による状況確認にて実施することも可能とします。その際には、判断の根拠となる経緯について、支援経過等に記録してください。電話等による状況確認にて実施する場合は、他のサービス事業所との連携によるサービス実施状況、本人や家族の状況把握につとめ、聞き取った内容については支援経過等に記録してください。

なお、利用者本人から感染防止を理由とした訪問拒否が強い場合や、サービス付き高齢者向け住宅等（以下、施設等）に入居する利用者宅を訪問する際に、施設等により外部の面会が制限されている場合は、「特段の事情」に該当するものとして、上記の電話等による状況確認の際の対応をとることで足りるものとします。

また、介護予防支援におけるモニタリングのうち、利用者の居宅を訪問する際も同様の取り扱いとします。

3. サービスの内容を変更する場合のケアマネジメントの一連の流れ

アセスメントについても、令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除されたことや県内の感染状況を踏まえ、参考資料1「新しい生活様式」の実践例に基づき、事業所で定める感染防止対策を徹底のうえ訪問し行うことをご検討ください。

そのうえでご判断いただき、電話等による状況確認にて実施することも可能とします。その際には、判断の根拠となる経緯について、支援経過等に記録してください。電話等による状況確認にて実施する場合は、他のサービス事業所との連携によるサービス実施状況、本人や家族の状況把握につとめ、聞き取った内容については支援経過等に記録してください。

新型コロナウイルス感染症を原因とした理由によりサービス内容を急遽変更する必要が生じ、サービス提供開始前に居宅サービス計画の変更やサービス担当者会議を実施することが困難な場合は、「緊急的なサービス利用等やむを得ない場合」に該当するものとして、アセスメントやサービス担当者会議の開催等を事後的に行うことも可能とします。ただし、その場合にあっても、可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応してください。また、その経緯等については支援経過等に記載してください。

新型コロナウイルス感染症に対応する期間のみ居宅サービス計画を変更する場合の長期目標及び短期目標の期間の終了時期については、「終了時期が特定できない場合」（老企第29号）に該当し、開始時期のみ記載する取り扱いで構いませんが、モニタリングの結果、目標期間が終了となる場合には、居宅サービス計画への追記及び関係者への周知など、必要な対応をお願いいたします。

<参考>

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報） 令和2年2月28日事務連絡より抜粋

問9 居宅介護支援のサービス担当者会議について、どのような取扱いが可能か。

(答) 感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。

なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報） 令和2年3月6日事務連絡より抜粋

問9 令和2年2月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」問9において、「なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。」とあるが、基準解釈通知の取扱いと同様か。

(答) 同様である。

問10 令和2年2月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」問9における取扱いは介護予防支援についても同様か。

(答) 同様である。

問11 居宅介護支援のモニタリングについて、感染拡大防止の観点から、令和2年2月17日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」において示されたとおり、利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合については、月1回以上の実施ができない場合についても、柔軟な取扱いが可能か。

(答) 可能である。

問い合わせ先 松戸市介護保険課 総務・事業者班 TEL 047(366)4101 FAX 047(366)1145 E-mail mckaigo@city.matsudo.chiba.jp

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食卓

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定